

資料 1

市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の要旨

1 市長等の給料の減額内容

(1) 市長

【 改正案：40%の減額 】

	〔現行〕本則	削減額（40%）	〔改正案〕減額後
給料月額	931,000円	372,400円	558,600円

(2) 副市長

【 改正案：20%の減額 】

	〔現行〕本則	削減額（20%）	〔改正案〕減額後
給料月額	783,000円	156,600円	626,400円

(3) 教育長

【 改正案：15%の減額 】

	〔現行〕本則	削減額（15%）	〔改正案〕減額後
給料月額	720,000円	108,000円	612,000円

2 市長等の給料の削減額の合計

	削減額（1ヶ月）	削減額（全期間）
市長	372,400円	1,117,200円
副市長	156,600円	469,800円
教育長	108,000円	324,000円
合計	637,000円	1,911,000円

3 減額の期間：令和2年7月1日から令和2年9月30日まで

4 施行日：令和2年7月1日